

ドットコムディティ株式会社

(2007年度版)

Disclosure

【はじめに】

本書は平成19年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成19年度3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主5名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取り巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{リスク額}（*）} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所方第211条第4項において準用する同報第99条第7項に基づく商品取引所方施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規程により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における事故の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引相手方の契約不履行等により発生し得る項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動そのほかの理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取り崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(* 「総資産額」とは委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(* 「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

(g)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

会社名等

商品取引員名	ドットコモディティ株式会社
代表者名	代表取締役社長 車田 直昭
所在地	東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階
電話番号	03-5447-3306

会社の沿革

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えるものです。私たちはその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して 2005 年 5 月に改正商品取引所法施行と同時に開業しました。

年 月	概 要
2004 年 12 月 1 日	5000 万円の資本で会社設立（資本金 2500 万円・資本準備金 2500 万円）
2005 年 1 月 5 日	創業記者発表
2005 年 1 月 14 日	15 億円の増資（資本金 7 億 5000 万円・資本準備金 7 億 5000 万円）
2005 年 3 月 11 日	商品取引受託業許可
2005 年 3 月 15 日	東京工業品取引所 受託会員資格取得
2005 年 3 月 30 日	3 億 5000 万円の増資（資本金 2 億 2500 万円・資本準備金 1 億 2500 万円）
2005 年 4 月 22 日	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可
2005 年 9 月 30 日	グローバルイー(株)のオンライン部門の営業譲渡の認可

会社の目的

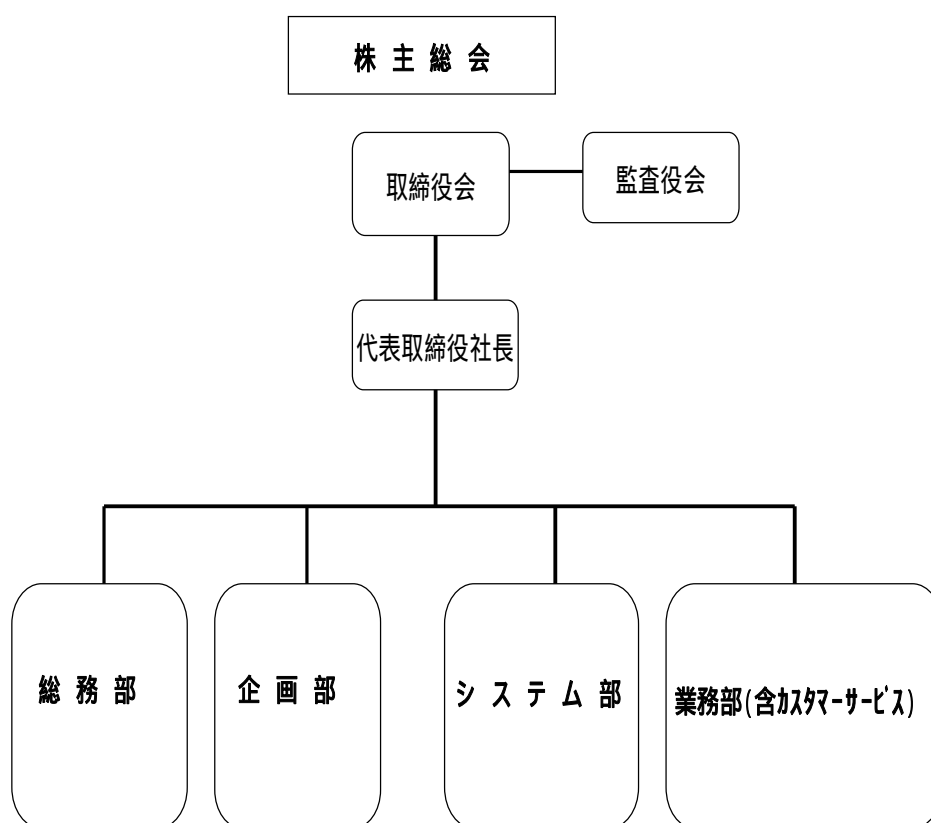
- (1) 商品取引所法に規定する商品取引受託業務および店頭商品先物取引の業務
- (2) 海外の商品市場における先物取引の委託または委託の媒介、取次ぎもしくは代理を引き受ける業務
- (3) 貴金属、非鉄金属その他の鉱物資源、石油、天然ガスその他のエネルギー資源、天然ゴムおよびその加工品ならびに農産物の売買または売買の媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業および商品投資顧問業
- (5) 通貨の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (6) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
- (7) コンピューターソフトウェアの販売および賃貸借業務
- (8) 電気通信事業および有線放送事業ならびにその他の情報の提供、処理等の情報サービス業
- (9) 広告代理業およびインターネットを利用した広告業務

- (10) 催事の企画運営に関する業務
- (11) 書籍、印刷物、ビデオ等の企画制作および出版ならびに販売
- (12) 物品賃貸業務
- (13) 他の事業者の経営に関するコンサルタント業務
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

取引所名	市場名				上場品目名
	貴金属	石油	アルミ	ゴム	
東京工業品取引所					金、銀、白金、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、アルミニウム、ゴム

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 5 1 ビル 6 階	0120-117-211

* 当社は支店等を所有しておりません。

財務の概要

決算年月 平成 19 年 3 月期

(a) 資本金	1,000,001 千円
(b) 純資産額 * 1	780,530 千円
(c) 総資産額	3,455,684 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	160,320 千円 (160,320 千円)
(e) 経常利益	373,955 千円
(f) 当期純利益	429,088 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

当社の純資産額は、同法第 193 条第 2 項に基づく施行規則第 81 条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額である 1 億円を上回っております。

発行済株式総数

発行済株式の総数 38,000 株 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名または名称	所 有 株式数	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合
	千株	%
楽天株式会社	20.4	53.7
村上世彰	12.6	33.2
ドットコムアイティ投資事業組合	2.4	6.3
松井証券株式会社	1.6	4.2
車田直昭	1	2.6

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 社長	車田 直昭 昭和 35 年 10 月 15 日	1
取締役	國重 惇史 昭和 20 年 12 月 23 日	0

取締役	車田 知之 昭和 6 年 7 月 23 日	0
取締役	佐藤 歩 昭和 40 年 5 月 21 日	0
常勤 監査役	瓦林 秀嗣 昭和 17 年 3 月 27 日	0

監査役 (非常勤)	中島 章智 昭和 35 年 12 月 19 日	0
監査役 (非常勤)	山沢 滋 昭和 39 年 11 月 2 日	0
計	7 名	13

(注) 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

(注)1. 代表取締役車田 直昭、取締役國重 惇史、同車田 知之、同佐藤 歩の4氏は平成 18 年 6 月 23 日の第二回定時株主総会において再選・就任されました。

(注)2. 監査役中島章智、同山沢 滋、同瓦林 秀嗣の 3 氏は平成 18 年 6 月 23 日の第二回定時株主総会において再選・重任されました。

(注)3. 取締役國重 惇史、同車田 知之、同佐藤 歩の3氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であります。

(注)4. 監査役中島章智、同山沢 滋は、同瓦林 秀嗣の 3 氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

従業員の状態

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	12人	9人	3人	0人	12人
平均年齢	43才6ヶ月	45才8ヶ月	37才0ヶ月		43才6ヶ月
平均勤続年数	1年3ヶ月	1年2ヶ月	1年0ヶ月		1年3ヶ月
外務員数	6人	5人	1人		6人

2. 営業の状況

営業方針

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えうるものです。当社はその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して開業しました。

個人に向けては、自己判断の下に、収益機会をより高める取引を。企業に向けては、価格変動リスクに対するヘッジ機会の提供をとの理想の下、商品取引会社のトレーダーに引けをとらない取引システムこそがその理想をかなえるためには不可欠と考え、取引システムの開発には力を注いでいます。当社は、IT技術をフルに活用した「迅速性」、徹底したコスト削減による「経済性」、そして使い勝手の良さを追求した「利便性」の3つをお客様に提供することをスローガンとしております。また、常に時代の流れを捉え、ユーザーの要請に耳を傾けながら、たゆまぬ企業努力を通じて、良好なサービスを末永く提供していくことを目標としております。

具体的には、口座開設、注文、通知といったやりとりをオンラインで実現することで無駄なコストを削減し、安価な手数料で、ハイレベルのサービスの提供を実現しております。

また、個人情報の重要性が叫ばれる中、弊社は厳格な秘密保持によりお客様の個人情報の保護を図り、徹底したシステム改善、業務改善を情報の漏洩がないよう最善を尽くしております。

ドットコモディティが目指す一つに、「顧客志向の貫徹（徹底）」という理念があります。これは、たゆまずお客様の声に耳を傾け、お客様が求めることを考え抜き、お客様に満足していただけるサービスの提供を心がけるということです。対面での営業を行わない当社は、主にパソコン上でしかお客様との接点がありません。ともすると、顔の見えないお付き合いゆえの「冷たさ」を感じてしまわれぬように、「オンラインだけど、あたたかなサービス」を心がけております。

当社及び当業界を取り巻く環境

当業界は、2005年5月に施行された改正商品取引所法により、勧誘規制が強化されたことが逆風となり、対面営業の取引量の低下などにより、市場全体が停滞しました。

一方、オンラインに力を注ぐ会社が増えることにより活発な競争が始まりました。競争は、洗練されたサービスを生みます。お客様にとっても、また、社会のインフラとしての機能も洗練されることになり、社会全体としては歓迎されるべき動きと考えます。

また、業界全体で、従来のマイナスイメージの払拭に取り組むべく一段と努力することは、業界の向上のために必要不可欠な課題であります。ただし、イメージの向上については、簡単なことではなく、業界全体の地道な努力と、結束により、実現するものと考えております。当社としても、積極的に協力していきたいと考えております。

営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当社は、口座開設、口座開設後の取引のいかなる段階においても、勧誘を行わないとの営当期は、年度末の開設口座数 3,909 名、出来高 802,864 枚(前期比 252.7%)売上高(委託手数料) 160,320 千円(前期比 230.9%)となりました。

2006 年度においては、手数料体系において、引下げをはかりつつコースを追加してコース間での選択を容易にする等の改善を実施しました。しかしながら、日本の商品先物取引が全口座数約 10 万、うちオンライン取引口座 3.3 万(日本商品先物振興協会調べ、2006 年 3 月時点)との状況にあり、小さい市場規模にとどまっていることにあり、オンライン取引が伸びつつあるとはいえ、これがブームと評されるほどの爆発的な伸びを示すにはいたらず、売上高が伸びませんでした。

(2) 売買損益部門

当社は、ディーリング業務を行っておりません。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期別	第 3 期
	自 平成 18 年 4 月 1 日 (至 平成 19 年 3 月 31 日)
東京工業品取引所	163,246

(注) ボックスレート採用のため、市場ごとの受取手数料は不明です。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	第 3 期
	(自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
貴金属取引	-359
アルミ市場	0
石油市場	-2,572
ゴム市場	6
小計	-2,925

(c) 売買高

(単位：枚)

期別 内訳 商品市場名	第3期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)		
	委託	自己	合計
貴金属市場	342,161	48	342,209
アルミ市場	9,045	0	9,045
石油市場	203,098	532	203,630
ゴム市場	248,560	12	248,572
合計	802,864	592	803,456

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てております。

対処すべき課題

今後以下の事項が、対処すべき主な課題となっています。

- (1) 当社と何らかのかかわりを持った顧客について、的確なデータベースをもち、これをもとにメール等によって効果的な案内を行って口座開設、入金、取引に進展させるマーケティングを十分に確立する。
- (2) 東京穀物取引所の商品を扱う。
- (3) Web方式のツールを持つとともに、モバイルの使い勝手を改善する。

受託業務管理規則

受託業務管理規則

ドットコモディティ株式会社

(目的)

第1条 本規則は、ドットコモディティ株式会社(以下「会社」という。)に商品先物取引を委託する者(以下「顧客」という。)との間で行われる受託業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(勧誘行為の禁止)

第2条 顧客が自主的に判断して口座開設及び個々の取引の委託(以下「建玉」という。)を行うよう、口座開設及び建玉に関して顧客に対する勧誘行為を行わない。

2 次の各号の一に該当する行為が勧誘行為である。なお、個別の具体的な行為が勧誘行為に該当するか否かは、総括管理責任者が判断する。

- (1) 顧客を訪問して口座開設又は建玉を勧めること。
- (2) 顧客に電話して又は顧客からかかってきた電話において、口座開設又は建玉を勧

めること。

- (3) その他、顧客の意思形成に影響を与える程度に口座開設又は建玉を勧める行為であるとして、総括管理責任者が定めたもの。

(口座開設手続き)

第3条 顧客に、事前交付書面等の関係書面をインターネットを介して交付し、商品先物取引の仕組み(証拠金制度、損益の計算方法を含む)等の基本的知識について開示を行う。

- 2 顧客から、自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚があること及び前項の関係書面記載の事項について理解していることについての確認をインターネットを介して行った後、口座開設申込(以下「申込」という。)をインターネットを介して受け付ける。

申込において顧客が入力する事項は、下記のとおり。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所
(2) 電話番号、メールアドレス
(3) 職業及び勤務先
(4) 収入及び金融資産の状況
(5) 投資可能資金額(顧客が、万一損失をこうむっても生活に支障がない範囲で設定する、建玉及び建玉の維持のために証拠金として用いることが可能な資金の総額。)
(6) 商品先物取引その他の金融取引の経験の有無及び経験のある場合はその程度
(7) その他会社が必要と認める事項
- 3 顧客から申込がなされた場合は、審査担当者による審査を行う。

(口座開設の審査)

第4条 次の各号の一に該当することが明らかな者に対しては、審査担当者は商品先物取引の口座開設を行わない。口座開設後に該当することが発覚した場合は、新規の建玉を制限する等の経過措置を必要に応じてはとりつつ、口座を閉鎖する。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人
(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
(3) 破産者で復権を得ない者
(4) 過去に紛議を多発した者又は商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者
(5) 日本国内非居住者又は日本語での対応ができない日本国内居住者
(6) パソコンの操作を通じて取引ができない者
(7) 別紙の受託審査基準に基づく審査の結果、商品先物取引を行うことがふさわしくないと判断される者
(8) その他、総括管理責任者が商品先物取引を行うことがふさわしくないと判断した者
- 2 日本商品先物取引協会において、年齢について目安であるとされている75歳以上の高齢者については、総取引金額が預託金額よりも大きい投資の経験があり、かつ、商品先物取引について十分な理解がある場合に、口座開設を行う。

(本人確認書類の徴収)

第5条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律を踏まえ、顧客から本人確認書類の原本又は写しを徴収する。

(顧客データの保存)

第6条 申込において顧客が入力した事項を、審査記録とともに顧客データとして保存する。顧客が取引を終了してからも3年間は保存する。なお、顧客データの一部は7年間保存する。

(証拠金)

第7条 証拠金の額等については、業務担当者が総括管理責任者の了承を得て定める。

- 2 日本商品先物取引協会(自主規制団体)のガイドラインを踏まえ、顧客が予想外の損失をこうむることを防止する等の観点から、顧客から預託された証拠金のうち建玉のために証拠金として用いることができる金額の割合を、別紙の証拠金使用率基準により定める。商品先物取引未経験者の保護については、口座開設後に行った最初の取引から3ヶ月間を証拠金使用率30%とし、この証拠金使用率基準を遵守することにより実現を図る。

(不正資金の流入防止)

第8条 日本商品先物取引協会のガイドラインを踏まえ、マネーロンダリング又は会社等の公金を取扱う者が取扱う会社等の資金を商品先物取引に不正に流用することを防止する観点から、申告した投資可能資金額を超える入金(出金がある場合にはこれを差し引く)により証拠金の預託が行われた場合には、預託が自己の余裕ある資金で行われていることを照会する等の措置を講ずる。

(受託業務における法令等の遵守)

第9条 会社の役職員は、口座開設及び受託にあたって、商品取引所法その他の法令並びに日本商品先物取引協会及び取引所の諸規則を遵守する。

(審査担当者、カスタマーサービスセンター及び総括管理責任者の配置)

- 第10条 顧客からの口座開設の依頼に対して審査を行うため、審査担当者を置く。
- 2 顧客からの問い合わせ等に対応するため、カスタマーサービスセンターを設置する。
 - 3 受託業務についての責任者として、総括管理責任者を置く。特段の事情がない限り、総括管理責任者は取締役以上の者とする。

(審査担当者の職務)

第11条 審査担当者の職務は、次の各号に定めるとおり。

- (1) 申込に対する、口座開設の適否の判断
- (2) 口座開設を否と判断した場合の、契約手続きの中止を含む必要な措置
- (3) 口座開設の適否の判断において、必要な場合の総括管理責任者との協議

また、総括管理責任者不在の際は審査副責任者との協議

(4) 口座開設後の顧客の取引について、問題となるものの把握及びこれに対する必要な措置

(総括管理責任者の職務等)

第12条 総括管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおり。

(1) 審査担当者が行う口座開設審査及び口座開設後の顧客管理についての状況の把握及び指導

(2) カスタマーサービスセンターが行う顧客に対するサービスについての状況の把握及び指導

(3) 第8条に規定する法令等の遵守の状況の監視

(4) その他、受託業務の適正な運営に必要と認められる事項

2 総括管理責任者は、業務遂行のため特に必要があると認められる場合は、業務担当部門又はカスタマーサービスセンター以外の職員をして、業務担当部門又はカスタマーサービスセンターの業務に従事又は兼務させることができる。

(広告等に係る社内管理体制)

第13条 会社の広告・宣伝について、表示内容及び表示方法の適正化を図るため、事前に総括管理責任者が審査を行う。

(違反者に対する懲戒)

第14条 第8条に規定する法令等の遵守に違反した会社の役員に対しては、内規に基づき懲戒する。

(受託業務管理規則の制定及び改正)

第15条 本規則の制定及び改正は取締役会の報告事項とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 この規則は、日本商品先物取引協会に届け出、これを変更したときも同様とする。

(付 則)

本規則は、平成17年 4月20日より実施する。

外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
7名	0名	1名	6名

(注) 期末登録外務員数の中には、2名の派遣社員が含まれています。

委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末委託者数
3,336名	2,030名	5,074名

苦情・紛争に関する事項

該当なし

訴訟に関する事項

該当なし

3. 経理の状況

貸借対照表

ドットコモディティ株式会社

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,054,618	流動負債	2,673,057
現金・預金	280,263	未払法人税等	2,945
前払費用	5,102	預り証拠金	2,527,294
保管有価証券	101,000	預り証拠金(有価証券)	101,000
差入保証金	2,083,398	未払金	18,234
預託金	124,500	未払費用	19,928
委託者先物取引差金	412,598	預り金	1,133
未収入金	46,060	ポイント引当金	2,470
その他の流動資産	1,694	その他の流動負債	50
固定資産	401,066	引当金	85,065
有形固定資産	62,236	商品取引責任準備金	85,065
建物	9,495	(商品取引所法第221条)	
器具及び備品	52,741		
無形固定資産	159,565	負債の部合計	2,758,122
営業権	26,975		
電話加入権	532	資本金	1,000,001
ソフトウェア	132,057	資本剰余金	899,999
投資その他の資産	179,264	資本準備金	899,999
出資金	12,000	利益剰余金	1,202,437
長期差入保証金	164,363	当期末処理損失	1,202,437
長期前払費用	802		
長期未収債権	4,638	資本の部合計	697,562
貸倒引当金	2,540		
資産の部合計	3,455,684	負債及び資本の部合計	3,455,684

損益計算書

ドットコモディティ株式会社 平成 18 年 4 月 1 日 から
平成 19 年 3 月 31 日 まで (単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	163,246	
売 買 損 益	2,925	160,320
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		541,540
営 業 損 失		381,219
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	872	
雑 収 入	6,392	7,264
経 常 損 失		373,955
特 別 損 失		
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	52,683	
そ の 他 特 別 損 失	1,500	54,183
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		428,138
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		950
当 期 純 損 失		429,088

株主資本等変動計算書

ドットコモディティ株式会社 平成 18 年 4 月 1 日 から
 平成 19 年 3 月 31 日まで (単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準 備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合 計		
				繰越利益剰余金			
前期末残高	1,000,001	899,999	899,999	773,348	773,348	1,126,651	1,126,651
当期変動額							
当期純損失				429,088	429,088	429,088	429,088
当期変動額合計	-	-	-	429,088	429,088	429,088	429,088
当期末残高	1,000,001	899,999	899,999	1,202,437	1,202,437	697,562	697,562

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(平成 18 年 2 月 7 日 法務省令第 13 号)の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」(平成 5 年 3 月 3 日 社団法人日本取引員協会第 9 回理事会決定)に準拠して作成しております。

記載金額は 千円未満を切り捨てて表示しております。

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、設立以降継続して重要な営業損失及び当期純損失を計上した結果、現預金残高が著しく減少しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく平成 20 年 3 月期(第 4 期)において、社内の人的体制をはじめとして、マーケティング力を金ミニ取引の上場に向けて大幅に強化した経営計画を策定しています。

また、商品責任準備金について、平成 20 年 3 月期に経済産業省及び農林水産省の省令改正によって、ネット取引についての積立率及び積立上限率が大幅に引き下がり、平成 20 年 3 月期のキャッシュフローが大幅に改善する予定になっています。

計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

保管有価証券(取引証拠金・直接預託)については商品取引所法施行規則第 39 条第 1 項に定める充用価格をもって評価しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については先入先出法による原価法によって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

のれん：5 年間の均等償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア：社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイント使用による費用発生に備える為、当事業年度末未使用ポイントに対しポイント引当金を計上しております。

(追加情報)

当事業年度よりポイント制度を採用したため、ポイント引当金を計上することといたしました。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備える為、商品取引所法第 221 条の規定に基づき計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日）を適用しております。従来資本の部の合計に相当する金額は 697,062 千円であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」を適用しております。これによる損益の影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1.有形固定資産に係る減価償却累計額	72,170 千円
2.関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	199 千円
3.取締役、監査役に対する金銭債務	3,017 千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引による取引高	7,473 千円

【株主資本変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類および株式数	
普通株式	30,600 株
優先株式	7,400 株

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電算機器等の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1.親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容 (注1)	取引金額 (注2)	科目	期末残高
その他の 関係会社	楽天株式会社	被所有 直接 42.4%	楽天スーパー ポイントの購入	販売促進費	7,473	未払費用	199

(注) 1. 価格その他の条件は、価格交渉の上で契約により決定しております。

(注) 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 役員等

(単

位：千円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容 (注1)	取引金額 (注2)	科目	期末残高
役員	車田 直昭	被所有 直接 3.27%	当社代表取締役 社長	受取手数料	230	預り証拠金 未払費用	1,120 1,377

(注) 1. 価格その他の条件は、当社取引規定に基づき決定しております。

(注) 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 . 1 株当たり純資産額	10,704 円 66 銭
2 . 1 株当たり当期純損失	14,022 円 49 銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

第 3 期

附 属 明 細 書

〔 自 2006 年 4 月 1 日
至 2007 年 3 月 31 日 〕

- 1 . 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 2 . 引当金の明細
- 3 . 販売費及び一般管理費の明細

ドットコモディティ株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価 額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿 価 額	減価償却 累 計 額	期末取得 原 価
有形固定資産	建 物	10,423	-	-	928	9,495	2,045	11,540
	器具及び備品	79,940	2,561	-	29,759	52,741	70,125	122,867
	建設仮勘定	1,278	-	1,278	-	-	-	-
	計	91,643	2,561	1,278	30,688	62,236	72,170	134,407
無形固定資産	の れ ん	35,966	-	-	8,991	26,975		
	電話加入権	532	-	-	-	532		
	ソフトウェア	166,256	7,460	-	41,358	132,057		
	計	202,755	7,460	-	50,350	159,565		

2. 引当金の明細

(単

位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金		2,540		2,540
ポ イ ン ト 引 当 金		2,470		2,470
商 品 取 引 責 任 準 備 金	32,382	52,683		85,065

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
取引所等関係費	75,170
役員報酬	23,724
従業員給料	65,805
その他の報酬給料	40,539
福利厚生費	9,120
調査費	10,848
事務用品費	3,717
旅費交通費	1,463
通信費	6,262
交際費	981
会議費	336
広告宣伝費	69,172
器具備品費	965
水道光熱費	1,466
地代家賃	12,853
修繕費	651
教育費	24
電算機費	6,230
租税公課	14,781
減価償却費	81,038
貸倒引当金繰入	2,540
ポイント引当金繰入	2,470
業務委託費	94,647
販売促進費	7,851
支払手数料	7,508
値 合 金	16
そ の 他	1,351
計	541,540

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付属明細書については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

以上

財務比率

諸 項 目	比 率
(a)純資産規制比率 (純資産額/リスク額×100)	368.35%
(b)純資産額資本金比率 (純資産額/資本金額×100)	78.05%
(c)自己資本資本金比率 (自己資本/資本金額×100)	69.75%
(d)自己資本比率 (自己資本/総資産額×100)	20.18%
(e)修正自己資本比率 (自己資本/総資産額×100)	20.18%
(f)負債比率 (負債合計/純資産額×100)	79.81%
(g)流動比率 (流動資産額/流動負債額×100)	114.27%